

清流園

前処理・汚泥脱水機 運転管理業務

仕様書

大洲・喜多衛生事務組合

令和8年2月

第1章 一般事項

（目的）

第1条 本仕様書は、大洲・喜多衛生事務組合（以下「組合」という。）が設置する清流園（し尿処理施設）における前処理設備及び汚泥脱水設備の運転業務（以下これらを「業務」という。）の委託に関し必要な事項を定めるものとする。

（委託業務の概要）

第2条 委託する業務の概要は、次のとおりとする。

（1）業務の名称

清流園 前処理・汚泥脱水機 運転管理業務

（2）履行場所

愛媛県大洲市米津乙1番地の2 清流園

（3）履行期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

（4）委託する業務の内容

特記仕様書のとおり。

（受託者の責務）

第3条 受託者は、業務の公共的使命、社会的重要性を十分に認識し理解して、運転を円滑に行うとともに、仕様書、特記仕様書その他関係書類に基づき、効率的、経済的かつ衛生的に業務を履行すること。本仕様書は、受託者に対し業務遂行における注意義務を求めるものであり、特定の成果物の完成（結果保証）を求めるものではない。

（関係法令の遵守）

第4条 受託者は、業務の履行に当たっては、関係法令等を遵守すること。

（業務従事者の配置）

第5条 受託者は、業務の適正な履行に必要な人数の業務従事者を配置しなければならない。

2 受託者は、業務従事者の配置にあたっては、次の各号に掲げる資格等を有する者（以下「有資格者」という。）を1名以上配置しなければならない。なお、有資格者の常駐・非常勤については別途協議するものとする。

（1）酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者

（2）その他業務上必要な資格を有する者（特別教育でも可）

（業務従事者の変更）

第6条 受託者は、配置変更が発生した場合、受託者は変更発生後速やかに（原則7営業日以内）書面（別紙様式）にて組合へ報告すること。

（業務従事者の勤務時間）

第7条 業務従事者の勤務時間は、特記仕様書第3条の開場日・開場時間を勘案の上、受託者が定め、事前に組合に提示し、組合の承認を受けるものとする。勤務表は月次で提出すること。

（業務従事者の職務）

第8条 業務従事者の職務は、次のとおりとする。

（1）清流園における担当業務に関すること。

（2）清流園内の事故、火災の防止に関すること。

(3) 清流園内の担当する設備の故障、異常その他緊急事態等への対応に関すること。

(4) 業務の履行に関する組合との連絡調整に関すること。

(業務従事者の労務管理等)

第9条 受託者は、業務を実施するにあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受託者は、業務従事者の労務管理、人事管理上の一切の責任を負うものとする。

(2) 受託者は、清流園内の担当する設備の適正な管理と安定した運転を維持するため、業務従事者に必要な指導教育、訓練等を行うこと。受託者は、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、業務従事者に適正な指導教育を行うこと。

(3) 受託者は、業務の履行にあたっては、業務従事者の安全確保及び健康維持のため所要の措置を講じなければならない。

(4) 作業に従事する際の業務従事者の服装は、清潔かつ安全なものとし、作業上義務付けられた安全用具、ヘルメット、保護マスク、作業靴(安全靴)等を使用し又は着用しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。履行期間満了後も、同様とする。

(個人情報の取扱い)

第11条 受託者は、業務上取得した個人情報を適正に管理し、法令を遵守して目的外利用及び第三者提供を行ってはならない。

(損害賠償)

第12条 受託者は、業務の履行にあたり、受託者の責めに帰すべき理由により組合又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(再委託の禁止)

第13条 業務の再委託は、原則として禁止とする。ただし、非常災害等やむを得ない事情により再委託しなければ業務の履行が困難になったときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面を組合に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 再委託を行う理由

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託先(事業者名及び所在地)

(提出書類)

第14条 受託者は、準備期間のできるだけ早い時期に、次に掲げる書類を組合に提出しなければならない。この場合において、1つの様式に複数の書類の内容を一括記載することは差し支えないものとする。

(1) 業務着手届

(2) 業務従事者名簿

配置する業務従事者の氏名及び担当する職務を記載すること。

(3) 有資格者名簿

業務従事者ごとに、当該業務従事者が有する資格等を記載し、有資格者であることが確認できる書類(免状、修了証等)の写しを添付すること。

(4) 緊急連絡体制表

受託者及び業務従事者、組合、保健所、警察、消防その他関係機関の連絡先を記載すること。

(組合業務への協力)

第15条 受託者は、組合が清流園において実施する機器設備等更新、定期点検、定期整備、修繕、貯留槽等清掃その他業務に関与する場合、これに協力しなければならない。

2 組合は、前項に規定する業務の実施にあたっては、受託者に対し、あらかじめ業務内容や工程等の情報を提供しなければならない。

(物件等の支給等)

第16条 組合は、業務の履行に必要な次に掲げる物件等を受託者に支給し、貸与し、又は使用させるものとする。

区分	物件等の名称
支給物件等	電気、水道、ガス、薬剤、燃料、油脂類、予備部品、補修部品、補修原材料、共用部分(処理棟2階のトイレ及び湯沸室等)の消耗品
貸与物件等	事務用品(机、椅子、ロッカー、書棚等)、保守点検用具、備付工具、工作用機器、水質分析器具、完成図書(機器取扱説明書、操作説明書、機器図面、配置図、系統図等の竣工図書類)、運転マニュアル、機器台帳
使用物件等	清流園 各室(管理棟の事務室と会議室を除く)、 清流園 処理棟2階 中央操作室 Wi-Fi環境

2 受託者は、前項に規定する貸与物件等のリストを作成し、組合に提出しなければならない。

3 受託者は、第1項に規定する物件等を善良な管理者の注意をもって適正に管理使用するとともに、効率的、経済的に使用しなければならない。

4 受託者は、故意若しくは過失により、第1項に規定する物件等を破損し、又は紛失したときは、受託者の負担により原状回復、補充等を行わなければならない。

5 組合は、受託者に対し、第1項に規定する物件等の管理又は使用状況に関し随時報告を求めることができる。

(清流園の運転管理)

第17条 受託者は、業務を適正に履行するため、前条第1項の規定により組合が貸与する運転マニュアル、機器取扱説明書及び操作説明書等に基づき、担当する設備の適切な運転管理に努めなければならない。

2 受託者は、前条第1項の規定により組合が貸与する運転マニュアルの改訂が必要と判断した場合、改訂案を作成し組合と協議の上、組合の承認を得て実施するものとする。また必要に応じ設備等の運転管理マニュアル、作業手順書等を新たに作成するものとする。

(受託者の費用負担)

第18条 業務の履行にあたり、受託者が負担する費用は、次のとおりとする。

(1) 業務従事者の人件費(給料、諸手当、福利厚生費等)

(2) 業務従事者に支給する物品等の購入費(作業服、作業靴、ヘルメット、防塵・防毒マスク、各種安全用品、生活用具等)

- (3) 業務の履行に必要な資格取得費、事務用消耗品、通信費、什器、備品等の購入費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第16条第1項に規定するもの以外の物件等の購入費

(修繕の留意事項等)

第19条 清流園内の担当設備の修繕に関する留意事項及び作業手順は、次のとおりとする。

- (1) 修繕は、専門的又は特殊な技術を要しない備付工具及び補修用原材料を使用した軽微なものに限る。
- (2) 「軽微な修繕」とは、材料費及び作業費の合計が20万円未満であり、かつ専門業者の設備・工具を要しない作業をいう(例：パッキン交換等)。
- (3) 前項の要件を超える修繕は、事前に組合の承諾を得て行うこと。緊急時は応急処置を行い、速やかに口頭で連絡した上で、24時間以内に書面で報告すること。

(清掃の留意事項等)

第20条 清流園の清掃に関する留意事項、作業手順は、次のとおりとする。

- (1) 清掃箇所は、原則として本仕様書に定める業務範囲(前処理設備及び汚泥脱水設備)内及びその周辺(概ね1メートル以内)に限定するものとする。周辺の起点は、別添の配置図に示す『業務範囲境界線』からの水平距離とする。
- (2) 清掃の実施頻度は、汚れの状況に応じ受託者が定めること。

(業務完了届)

第21条 受託者は、履行期間内の各月及び各年度の業務完了後、速やかに次に掲げる書類を添付した業務完了届を組合に提出しなければならない。

区分	添付書類の名称
各月の業務完了届	運転記録月報、作業報告書、点検・整備報告書、清掃作業報告書、警報・設備異常対応報告書
各年度の業務完了届	運転記録年報、点検・整備、警報・異常記録表

※ 各月の業務完了届は、当月の翌月7営業日以内に提出すること。各年度分は年度終了後30日以内に提出すること。

(緊急事態等への対応)

第22条 受託者は、災害、機器の故障、薬品の漏洩、停電、その他緊急事態が発生したときは、人身の安全を最優先に確保するとともに、清流園及び周辺環境への影響を最小限に留めるために必要な措置を講じ、二次災害の防止に努めなければならない。

- 2 受託者は、緊急事態等により業務の停止を伴う事故、人身事故その他重大な事故が発生したときは、直ちに(発生後1時間以内)電話にて指定担当者へ初動報告し、24時間以内に詳細な事故報告書を組合へ提出すること。